

## 玉名市花の拠点づくり事業の申請に関する注意事項について

令和2年4月1日

玉名市都市整備課

### ① 団体の最低人数について

要綱第1条でいう「団体」とは、構成員が3名以上であることとします。

※他の補助を受けている団体は申請できません。

### ② 植栽を行うことのできる土地について

公共用地または私有地であっても公道と面した土地で、道路境界から1m以内の区画で道路から花がよく見える土地については、地権者からの同意が取れていることを条件に市が認定を行い、花苗の植栽を行うことができるものとしたします。

### ③ 購入可能なもの

要綱第2条に記載する購入可能な材料等については以下のとおり

- ・ 花の種子
- ・ 種まき用の土
- ・ ポリポット
- ・ ポット用の土
- ・ 肥料                      など、花づくりに関係するもの。

※花苗については各団体が育苗施設を設けて種から育苗を行うこととし、花苗の購入については認めておりません。購入される場合は各団体での購入をお願いいたします。

※土を大量に購入したときなど自分たちで搬入することが困難な場合の運搬費については補助の対象といたします。その際は、材料費に運搬費を含めてご請求ください。ただし、簡易な運搬などにつきましては自分たちで行っていただき、できるだけ経費が節約できるようお心掛けください。

### ④ 材料等を購入する前に、都市整備課（75-1122）までご連絡ください。

その際、購入品目、数量、おおよその金額をご報告ください。

### ⑤ 購入の際には、ホームセンターなどではなく、なるべく玉名市内の小売店やJAなどを利用してください。

- ⑥ 事業申請は1年度分を一括して行っていただきます。申請の際は当該年度の植栽計画を策定いただき、それに基づいた内容で要綱第3条に記載してある申請書及び添付書類をご提出ください。申請は1年更新です。
- ⑦ 年度末(3月ごろ)に以下のとおり実績報告書・活動報告書をご提出ください。
- ・実績報告書：様式があります。
  - ・活動報告書：活動の内容が分かるものと、活動時の写真。